

食安輸発0809第2号
平成24年8月9日
(最終改正:平成24年12月18日)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オーストラリア産牛肉(内臓を含む。)の取扱いについて

標記については、平成24年6月25日付け食安輸発0625第1号により、GBP Pty Ltd (EST224)において処理された牛肉等に関して、積み戻し等の措置を指導するよう通知したところです。

このたび、オーストラリア政府より改善報告が提出されたことを踏まえ、同施設において処理された牛肉(内臓を含む。)について下記の対応方よろしくお願いします。

また、平成24年6月25日付け食安輸発0625第1号は廃止します。

記

1. 本年7月4日以前に処理された牛肉(内臓を含む。)については、届出の都度、腸管出血性大腸菌に係る自主検査を指導すること。
2. 本年7月5日以後に処理された牛肉(内臓を含む。)については、腸管出血性大腸菌に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」(平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正:平成24年8月9日付け食安輸発0809第1号))の別表第2に下表を追加する。
なお、検査に当たっては挽肉、トリミング肉を優先して対象とするよう留意すること。

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成24年8月9日	オーストラリア	GBP Pty Ltd(EST. 224)において平成24年7月5日以後に処理された牛肉(内臓を含む。)	腸管出血性大腸菌

3. 検査の方法

平成24年12月17日付け食安監発1217第3号「腸管出血性大腸菌026、0111及び0157の検査法について」によること。